光 市 記 者 発 表 資 料

令和８年１１月９日

件名	令和８年度介護保険料の賦課誤りについて

内容

令和８年度の介護保険料の算定にあたり、本市において利用している介護保険システムにおいて算定誤りが生じ、一部の被保険者様の介護保険料が本来より過大に算定され徴収されていることが、介護保険システム運用における委託事業者からの報告により判明いたしましたので、お知らせするとともに、深くお詫び申し上げます。

１　影響の範囲

対象者６名（総額６７，７８０円）

※対象となる方は、令和７年中の収入について、(1) 給与収入と年金収入の両方があり、(2) 給与収入が一定の基準に該当する方です。

２　原因

令和８年度介護保険料算定で、給与収入が一定区分に該当する方の所得計算において、給与所得に引き上げ額を加算しなければならないところ、合計所得金額に引き上げ額（１０万円）を加算していたことにより、本来よりも高く保険料段階が設定されました。

３　背景

令和７年度税制改正により、給与所得控除の金額が５５万円から６５万円へ引き上げられましたが、令和８年度の介護保険料は税制改正による介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、改正以前の基準で算定を行うためのシステム改修を行いました。 委託業者が選定した介護保険システムの開発会社が、令和８年１月に国が発出した通知を踏まえて令和８年度介護保険料の算定プログラムを作成していましたが、その後、令和８年７月に再度、国が発出した通知により、所得計算における所得控除引上げ額の取扱いについて違いが生じていることが判明しました。

４　今後の対応

対象となる６名の方には、個別に訪問、謝罪を行い、過大に徴収した保険料について返還手続き又は納付額の変更を行います。

５　再発防止策

今後、法改正時には改正点等正確に把握し、他自治体、システム委託業者との情報共有を行いながら、チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

問合せ

担当課：高齢者支援課　介護保険係
担　当：藤岡、秋友（TEL：0833-74-3003）